

平成25年西尾市監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月10日

西尾市監査委員 手嶋英夫
西尾市監査委員 田中弘

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成25年8月12日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿
同 田中弘 殿

請求の要旨

西尾市長から、別表の通り、平成24年8月15日に支払われた吉良消防団の団長の山本孝徳始め同団各団員に対し、支払われた平成24年度の費用弁償第1四半期分の費用弁償（総額1,828,400円）のうち、吉良第3分団団員に対し、団員勧誘を根拠に支払われた延べ59人分の金員165,200円（1回2,800円）について、西尾市長榊原康正に対して、各団員から西尾市への返還を求めるよう措置することを請求する。

請求の理由

- 1 市長は、平成24年8月15日、吉良消防団の団長山本孝徳始め同団団員に対し、平成24年度の費用弁償第1四半期分の費用弁償を支払っている。
- 2 うち、第3分団についての費用弁償額は907,200円であるが、団員勧誘と称して、6月6日から同月26日までの間に、延べ59人、131.5時間分の費用弁償として、金165,200円を支払っている。
- 3 そもそも費用弁償とは、消防団条例によれば、「出勤」にあたるものに限ると考えなければならないところ、前記消防団長は、出勤とは到底言えない団員勧誘を費

用弁償の対象としている。

4 すなわち、本来の消防団の目的である「消防事務の処理」に関係のないものは「出動」ではない。

5 従って、上記第3分団における延べ59人分、131.5時間の費用弁償の支給は不当かつ違法である。

6 監査委員におかれては、西尾市長に対し、請求の要旨の通りの措置を講じるよう勧告することを求めるものである。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

請求者

(代表者)

住所 西尾市●●●●●●
職業 ●●●●●●
氏名 ●●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ・平成24年度歳出予算差引簿
- ・平成24年度 費用弁償一覧表 (請求人作成)
- ・H24 消防団活動報告集計表

第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

平成 2 5 年 1 0 月 9 日

●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫
西尾市監査委員 田 中 弘

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 25 年 8 月 12 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

平成 24 年 8 月 15 日に支給した費用弁償のうち、吉良第 3 分団団員に対し、団員勧誘を対象に支給したことは違法かつ不当である。

(2) 違法又は不当とする理由

西尾市消防団条例によれば、「出勤」にあたるものに限ると考えなければならないところ、出勤とは到底言えない団員勧誘を費用弁償の対象としている。すなわち、本来の消防団の目的である「消防事務の処理」に関係ないものは「出勤」ではない。

(3) 求める措置

監査委員は西尾市長に対し、団員勧誘を根拠に支払われた延べ 59 人分の費用弁償 165,200 円について、各団員から西尾市へ返還を求めるよう措置することを請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・平成 24 年度歳出予算差引簿
- ・平成 24 年度 費用弁償一覧表（請求人作成）
- ・H24 消防団活動報告集計表

2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認められたため、平成 25 年 8 月 14 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 8 月 27 日に請求の要旨に係る補足事項について、陳述書に基づき、請求人から陳述を受けた。

なお、この際新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

西尾市長が吉良第 3 分団団員に支給した平成 24 年度の費用弁償のうち、「団員勧誘」を支給対象にした行為が、違法又は不当であるかを監査対象事項とした。

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査をするとともに、平成 25 年 9 月 30 日に関係職員として消防長、消防次長兼総務課長並びに消防本部総務課主幹及び主査から事情聴取した。

第 3 監査の結果

1 団員勧誘の方法

団員の勧誘方法は、団によって異なっており、一色消防団と幡豆消防団は各町内会長に団員の選出を依頼し新入団員を確保していたが、吉良消防団においては、団員構成が小学校の学年単位であることから、新入団員の対象となる者を詳しく知る団員自らが勧誘をしていた。

2 団員勧誘の従事実績

分団長が記録していた「消防団活動報告書」から「団員勧誘」に従事したものを抽出すると下記のとおりであった。

活動日	活動場所	活動団員	開始時間	終了時間
平成24年6月6日	管轄区域	9人	19:30	21:00
平成24年6月14日	詰所	24人	19:00	22:00
平成24年6月16日	詰所	6人	13:00	16:00
平成24年6月21日	その他	16人	19:30	21:00
平成24年6月26日	詰所	4人	21:00	22:00
合計		59人		

3 団員勧誘に係る費用弁償支給額

上記のとおり、団員勧誘は、計5回行なわれており、第1四半期分の費用弁償として、1人あたり2,800円の費用弁償を延べ59人分、合計165,200円を平成24年8月15日付けで支給していた。

第4 監査委員の判断

本件請求で問題となっている「団員勧誘」は、消防団存続の観点から見れば、重要課題であり、団員がこの業務に従事すれば、当然のことながら、費用弁償支給の対象になって然るべきである。このことは、前回請求(平成25年3月28日付け西監第120・121・122号)で示したとおりである。

よって、本件請求の主眼である「団員勧誘」に係る「消防団員の職務」の位置付けを考えたとき、これを職務と判断したことは、消防長や現場で指揮監督していた団長や分団長の裁量権を逸脱したものではない。

ただし、吉良消防団の「団員勧誘」の方法は、吉良固有とも言え、古くから団員たちがより信頼できる新人たちを集めるため、先輩から引継いだ伝統的なものであり、古き良きものと評価もできるが、請求人が指摘した前段の従事実績から伺える問題について、費用弁償支給の基礎となる、活動報告書を見る限り、活動内容の詳細な記録が記載されておらず、確認できなかったことは、事務処理が不十分だと言わざるを得ない。

第5 結論

以上のことから、費用弁償のうち、吉良第3分団団員に対し、団員勧誘を対象に支給したことは違法かつ不当であるという請求人の主張に理由はなく、本件請求を棄却する。

(意見)

通常の市民感覚から言えば、公金支出の透明性が確保されていて然るべきであるのに対し、それが確保されていない杜撰な事務処理においては、市民本位の行政の実現には、ほど遠い。

消防団運営事業において、消防本部は、多くの紆余曲折を経ながらも、長い歴史に支え

られてきた良き伝統文化を守る一方で、市民から負託された税により、住民福祉の増進を目的として職務に当たっている公務員は、常に厳しい目で見つめられ、そして見守られていることを忘れないでほしい。